

入院診療費の計算方法変更のお知らせ

当院は、平成28年4月1日から厚生労働省の認定を受け、DPC対象病院となります。それに伴い、入院診療費の計算方法がこれまでの「出来高算定方式」から診断群分類別包括評価（DPC）方式に変更になります。

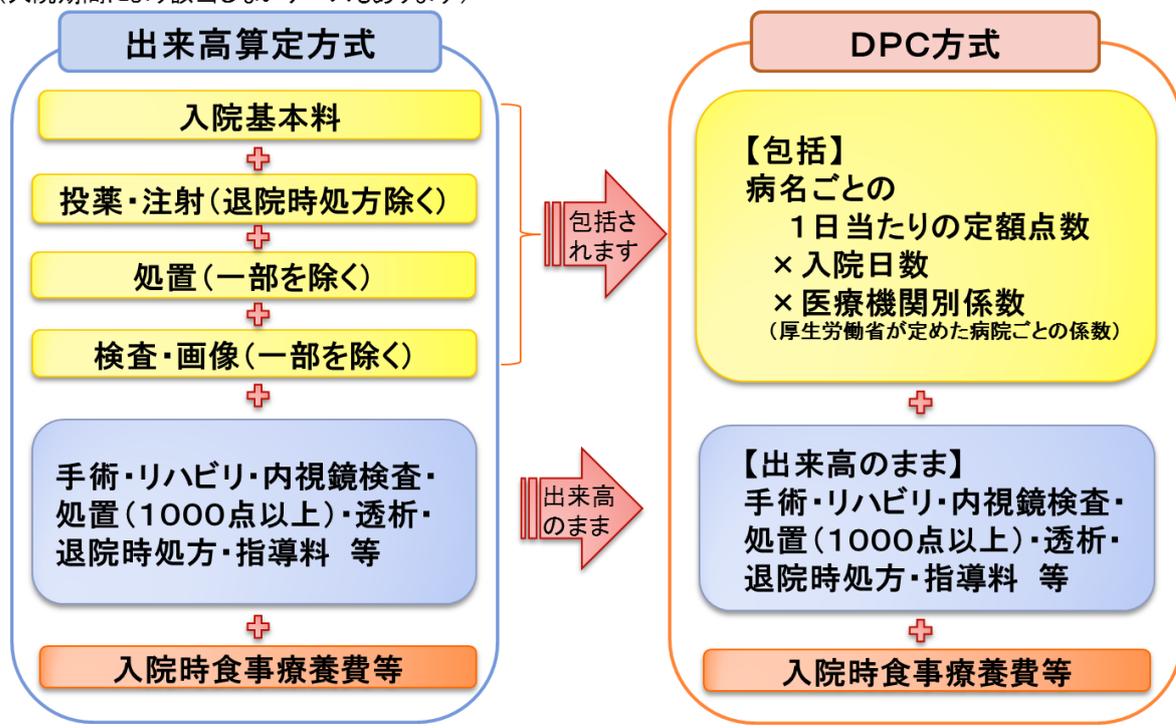
従来の計算方法の「出来高算定方式」では、診療行為ごとの治療費を合計して計算していましたが、新しい計算方法の「診断群分類別包括評価（DPC）方式」では、入院患者さんの病名、手術、処置などの診療内容に応じて、厚生労働省が定めた1日あたりの定額点数を基本に入院診療費を計算します。

DPCは、入院診療費の計算方法が変更になるだけでなく、医療の質の向上や透明化を図るために国が推進している制度で、当院もこの趣旨に沿ってDPC対象病院の認定を受けましたのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【対象病棟】 1階病棟・3階病棟・4階病棟(急性期病棟)

平成28年3月31日までに入院された方
(入院期間により該当しないケースもあります)

平成28年4月1日以降に入院された方





D P Cに関するQ&A



Q. 入院するすべての患者さんが対象になるのですか？

A. 厚生労働省により定められた診断群分類（病名の分類）のいずれにも該当しない場合や自費診療（お産・交通事故等）や労災保険の場合などは対象外となり、従来どおりの「出来高算定方式」となります。

地域包括ケア病棟（2階）・回復期リハビリテーション病棟（新館3階）
介護病棟（新館3階）は、今までどおりの計算方法になります。

Q. 入院費の一部負担金はどうかわりますか？

A. 一部負担金の支払い方法は、従来と変わりません。ただし入院患者さんの症状経過や治療内容によって、入院当初の診断群分類が変更になった場合は、請求額が変わってきます。このような場合は、入院初日に遡って再計算を行い、差額調整させていただきますので、予めご了承下さい。

Q. 高額療養費の取り扱いは？

A. 高額療養費は、従来どおり毎月の一部負担金のうち、一定額を超える額について高額療養費制度が適用されます。

Q. D P Cだと治療が変わりますか？

A. 基本的に変わりません。ただし、入院対象となった疾患の治療を行うことを主とし標準化を図っているため、緊急性などを考慮し入院中に必ずしも行わなくてもよい医療行為は退院後に外来にて行います。

Q. 入院中の他医療機関の受診について

A. 原則として、当院入院中に他医療機関での診療や投薬を受けることはできません。ただし、主治医が当院ではできない専門的な診療が必要と判断した場合は、他医療機関へ紹介させていただく場合もあります。他医療機関の診療を希望される場合は、主治医や看護師にお知らせください。

※ご不明な点等がございましたら、医事室（電話82-0330）までお問い合わせください。